

# 産業能率大学通教校友会 会則

分類番号：全一規001

制定日：1999年6月26日

改定日：2023年7月1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、産業能率大学通教校友会と称し、本部を学校法人産業能率大学に置く。

(目的)

第2条 本会は、校友会事業の積極的推進を図るとともに会員相互の親睦と研鑽を増進し、併せて学校法人産業能率大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 諸会合（校友大会を含む）の開催
- (2) 学校法人産業能率大学への協力
- (3) 会報の発行及び頒布
- (4) その他、本会の目的を達成するのに適当と認められる事業

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員と名誉会員をもって組織する。

(正会員)

第5条 正会員とは、産業能率大学通信教育課程の卒業生とし、入会金を納めた者及び別に定める会員資格を満たした者とする。但し、一旦納めた入会金は返還しない。

- 2 正会員への入会手続は、所定用紙に必要事項を記入し、入会金を添えて本部事務局へ提出する方法とする。

(名誉会員)

第6条 名誉会員とは、次の各号のいずれかに該当する者で、理事会において承認された者とする。

- (1) 産業能率大学の教員（兼任教員を含む）または職員
- (2) 産業能率大学を退職した教員（元兼任教員を含む）または職員

### 第3章 役員

(名誉会長)

第7条 名誉会長は、産業能率大学学長とする。

(名誉顧問)

第8条 本会に若干名の名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、理事会の推薦を経て代議員会において選出する。
- 3 名誉顧問は、会長の諮問に応じて助言するものとする。

(顧問)

第9条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学校法人産業能率大学理事長のほか、学校法人産業能率大学の教職員および同法人関係者の中から理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、学校法人産業能率大学理事長の他は2年とし、再任を妨げない。
- 4 顧問は会長の諮問に応えるほか、会務運営に関し意見を述べることができる。

(本部役員)

第10条 本会には、本部役員を置く。

- 2 本部役員は、次の通りとする。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 理事 20名以内 (会長と副会長を含む)
  - (4) 監事 2名

(本部役員を選出)

第11条 会長、副会長及び理事並びに監事は、代議員会において選出する。

(本部役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員となり、会長から委嘱された会務を執行する。
- 4 監事は、会計及び会務を監査する。但し、代議員の資格は有しない。

(本部役員の任期)

第13条 本部役員の任期は2年とし、西暦偶数年の定期代議員会終了のときまでとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された本部役員の任期は、他の在任の本部役員の任期満了のときまでとする。

(代議員)

第14条 本会に代議員を置く。

(代議員の選出)

第15条 代議員は正会員の中から選出し、その選出方法は産業能率大学通教校友会代議員の選出に関する規程に定める。

(代議員の任期)

第 16 条 代議員の任期は 2 年とし、西暦偶数年の定期代議員会終了までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 支部等選出の代議員が、選出母体の役員を退任したため代議員資格を喪失したときは、その後任者が代議員を引き継ぐものとする。この場合を含め、補欠又は増員により選出された代議員の任期は、第 13 条第 2 項の定めを準用する。

(代議員の職務)

第 17 条 代議員は、通常の会員総会に代わるべき機関としての代議員会を構成し、議案の審議と決定に当たる。

## 第 4 章 会議

(会議の種類)

第 18 条 本会に次の会議を置く。但し、総会は本会の存続に係る特別の議案がある場合のほかは開催しない。総会開催の是非、議案及び開催手続は、代議員会において審議し決定する。

- (1) 総会
- (2) 代議員
- (3) 理事会

(代議員会の性格と構成)

第 19 条 本会には、正会員の総意によって選出された代議員により構成される代議員会を設ける。

- 2 代議員会は、通常の会員総会に代わるべき意思決定機関とする。
- 3 名誉会長、名誉顧問及び顧問並びに監事は、代議員会に出席し意見を述べることができる。

(代議員会の種類と開催)

第 20 条 代議員会は、定期代議員会及び臨時代議員会とする。

- 2 定期代議員会は、年 1 回開催する。
- 3 臨時代議員会は、会長及び理事会が必要と認めた場合、又は代議員の 3 分の 1 以上の請求があった場合に開催する。

(代議員会の招集)

第 21 条 代議員会は会長が招集し、開催日から 15 日前までに会議に付議すべき事項及び日時並びに場所等を代議員に通知しなければならない。

(代議員会の成立と決議)

第 22 条 代議員会は、代議員数の 2 分の 1 以上が出席しなければ、これを開き、決議することができない。但し、欠席の代議員は、委任状提出によって出席に代えることができる。

- 2 代議員会の決議は、出席代議員の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決する。

(代議員会の付議事項)

第 23 条 次の事項については、代議員会においてその承認を得なければならない。

- (1) 事業計画と収支予算に関する事項
- (2) 事業報告と収支決算に関する事項
- (3) 役員（名誉会長及び顧問を除く）の選出
- (4) 会則改定に関する事項
- (5) 資産の取得及び処分に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(理事会の構成)

第 24 条 理事会は、会長及び副会長並びに理事をもって構成する。

- 2 会長が必要であると認めたときは、理事以外の者が理事会に出席し参考意見を述べることができる。

(理事会の種類と開催)

第 25 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、原則として年 1 回開催する。
- 3 臨時理事会は、会長が必要と認めた場合、又は理事の 3 分の 1 以上の請求があった場合に開催する。

(理事会の審議事項)

第 26 条 理事会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 代議員会に付議すべき事項
- (2) 代議員会決議事項の執行に関する事項
- (3) 会則施行に必要な細則の制定と改廃に関する事項
- (4) 会務の運営に必要な部門設置に関する事項
- (5) 部門並びに支部等から会長に稟議又は上申された事項
- (6) その他、代議員会の決議を要しないもののうち、重要な会務の執行に関する事項

(理事会の成立と決議)

第 27 条 理事会の成立と決議は、第 22 条の定めを準用する。

(代議員会及び理事会の議長)

第 28 条 代議員会及び理事会の議長は、次の方法により選出する。

- (1) 代議員会の議長及び副議長は、出席代議員の中から選出する。
- (2) 理事会の議長は、会長が当たる。

## 第 5 章 会計

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

(経費)

第 30 条 本会を運営するための経費は、入会金及び寄付金並びにその他の収入をもって充てる。

(経費の徴収)

第31条 本会正会員の入会金は、10,000円とする。

## 第6章 支部及びグループ校友会等

(支部及びグループ校友会等)

第32条 本会には必要に応じ、支部及びグループ校友会等を設置することができる。

2 支部及びグループ校友会等に関する規程は、別に定める。

## 第7章 部会及び事務局

(運営部会の設置)

第33条 本会には、運営のための部会を設けることができる。

(事務局及び事務局専従者)

第34条 本会に事務局を置き、事務局には事務局専従者を置くことができる。

2 事務局専従者を置く場合は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。